**令和三年財務省・厚生労働省・農林水産省令第三号**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）を実施するため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第一項の規定に基づく立入調査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第五十四条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則　（令和四年九月二六日財務省・厚生労働省・農林水産省令第二号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

**別記様式（本則関係）**

別記様式（本則関係）

（第１条）

表　　紙

立入検査等の際に職員が携帯する身分を示す証明書

職　名

氏　名

写真貼付　縦　横　　枚

年　月　日交付

年　月　日返納予定日

発行者名　　印

裏　　紙

この証明書を携帯する者は、下記の職務を遂行する場合のうち、納税者の権利の保護に配慮した適正な調査等のために職務を行うものとする。

| 法　令　の　条　項 | 通ぜられる事 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

（備考）１　この証明書は、用紙を二枚で作成するものとする。

２　法令の条項の欄には、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載する。

３　通ぜられる事の欄には、立入検査等を下記職務を行う場合は「○」を、そうでない場合は「×」を記載すること。

４　証書の表の写の有無の欄には、「○」を記載すること。

５　表紙の大きさは、縦　センチメートル、横　センチメートルとする。

６　裏紙には、用紙を白とし厚さは　センチメートルとする。

７　発行者は、財務大臣（関税局長・税関長・沖縄総括税関長・税関支署長）、厚生労働大臣（地方厚生局長）、農林水産大臣（地方農政局長・北海道農政事務所長・沖縄総合事務局長）又は都道府県知事（同所管庁が定め）とする。

８　発行者名の欄には、この証明書を使用して行う立入検査等の実施の権限を有する者の名称を記載し、当該証明書に係る立入検査等を行う職員の職名の欄の記載のない場合であつて、当該職員の職名を定めるものとされているものに限り、これを省略することができる。